

○多良木町公益通報処理等に関する要綱

令和7年12月23日多良木町告示第66号

多良木町公益通報処理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、多良木町（以下「町」という。）における公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、町の事務及び事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 法第2条第1項に規定する労働者等のうち、次に掲げる者をいう。

ア 一般職の職員（会計年度任用職員を含む。）

イ 特別職の職員

ウ 町との請負契約その他の契約に基づいて業務に従事する者（法第2条第1項第3号に規定する特定受託業務従事者を含む。）

エ アからウまでに掲げる者であった者（退職後1年以内の者に限る。）

(2) 内部公益通報 職員等が、町（通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関としての町を含む。）に対し、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該職員等の役務提供先（法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）等に法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(3) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する労働者等（職員等を除く。）が、町に対し、不正の目的でなく、その役務提供先等に法第2条第3項に規定する通報対象事実（町が当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有するものに限る。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(不利益取扱いの禁止等)

第3条 町長その他任命権者は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 職員は、職務上知り得た事項であって、公益通報者を特定させるもの（以下「特定識別情報」という。）を正当な理由なく漏らしてはならない。

(通報妨害及び通報者探索の禁止)

第4条 町長その他任命権者は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めるごと、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。

2 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。

3 町長その他任命権者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他公益通報者を特定すること目的とする行為をしてはならない。

(総括責任者及び通報相談窓口)

第5条 公益通報に係る事務を総括するため、総括責任者を置き、総務課長をもって充てる。

2 公益通報の受付及び相談に応じるため、総務課に公益通報相談窓口（以下「窓口」という。）を置く。

（公益通報対応業務従事者）

第6条 町長は、法第11条第1項の規定に基づき、公益通報対応業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定めるものとする。

2 従事者は、通報対象事実の調査、是正措置等に関する職員とし、事案ごとに総括責任者が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、当該通報事案に関する職員その他公正な調査の実施に支障を及ぼすおそれがある職員は、従事者となることができない。

4 総括責任者は、第2項の規定により従事者を指名したときは、公益通報対応業務従事者指定書（別記様式第1号）を当該従事者に交付するものとする。

（内部公益通報の処理）

第7条 窓口において内部公益通報を受け付けたときは、公益通報届出書（別記様式第2号）を作成し、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、調査の必要性を検討し、必要と認めるときは、従事者を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 総括責任者は、調査を行うこととしたときは、その旨を通報者に通知（別記様式第3号）しなければならない。調査を行わないこととしたときも、同様とする。

4 総括責任者は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

5 総括責任者は、調査結果及び是正措置等の内容を、遅滞なく通報者に通知（別記様式第4号）しなければならない。

（外部公益通報の処理）

第8条 窓口において外部公益通報を受け付けたときは、公益通報届出書（別記様式第2号）を作成し、当該通報対象事実について町が処分等の権限を有するかどうかを確認しなければならない。

2 町が処分等の権限を有する場合は、担当課において事実関係の調査を行い、法令に基づき必要な措置をとるものとする。

3 町が処分等の権限を有しない場合は、通報者に対し、権限を有する行政機関を教示するよう努めなければならない。

（公表）

第9条 町長は、公益通報に係る運用状況について、毎年度の概況を公表するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月23日から施行する。ただし、第4条第3項の規定は、この告示の施行前にされた公益通報にも適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

公益通報対応業務従事者指定書

第 号

年 月 日

（職・氏名）

殿

多良木町長

印

公益通報者保護法第11条第1項の規定に基づき、あなたを下記の公益通報事案に係る公益通報対応業務従事者に指定します。

記

1 担当する公益通報事案

受理番号： 年度第 号
件 名：

2 従事する業務の内容

- 公益通報の受付
- 通報対象事実の調査
- 是正措置の検討・実施
- その他（ ）

（留意事項）

公益通報対応業務従事者は、公益通報者保護法第12条の規定により、正当な理由なく、当該業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはなりません。これに違反した場合には、同法第21条の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。

別記様式第2号（第7条・8条関係）

公益通報届出書

年 月 日

多良木町長様

（公益通報相談窓口宛）

1 通報者の区分（該当する□にレ点を記入してください）

- 内部公益通報（職員、会計年度任用職員、退職後1年以内の者、請負契約業者等）
 外部公益通報（町内の事業所に勤務する労働者等で、町が処分権限を持つ事案）

2 通報者氏名等

氏名（署名）

所属・勤務先

連絡先住所〒

電話番号

メールアドレス

※ 実名での通報を原則としますが、匿名を希望する場合はその旨を記載してください。ただし、調査結果の通知等ができない場合があります。

3 通報の内容

通報対象事実（不正の内容）

発生時期・場所

時期：

場所：

関与者（不正を行った者）

所属：

氏名：

内容の詳細（いつ、誰が、何を、どうしたか）

証拠資料等の有無

- 有（資料名： ）
 無

4 調査における氏名の取扱い（どちらかを選択）

- 調査の過程で、私の氏名・所属が相手方に明らかになっても構わない。
 調査の過程で、私の氏名・所属が明らかにならないよう配慮してほしい。

別記様式第3号（第7条関係）

公益通報受理（不受理）通知書

第 号

年 月 日

（通報者様）

多良木町総括責任者 印

年 月 日付けで通報のあった件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 区 分

- 受理（調査を開始します。）
- 不受理（調査を実施しません。）

2 不受理の理由（※不受理の場合のみ記載）

（例：通報内容が具体的でなく、調査を行うことが困難であるため。等）

別記様式第4号（第7条関係）

公益通報調査結果通知書

第 号
年 月 日

（通報者様）

多良木町総括責任者 印

年 月 日付けで受理した公益通報について、調査結果及び措置の内容を下記のとおり通知します。

記

1 調査結果

- 通報対象事実が認められた。
- 通報対象事実は認められなかった。

2 講じた是正措置及び再発防止策（※事実が認められた場合）

（内容を具体的に記載）